

京都市告示第635号

京都芸術センターの指定管理者である公益財団法人京都市芸術文化協会から、京都芸術センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都芸術センターの図書室の臨時休室について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和2年3月26日

京都市長 門川大作

臨時に休室する日

令和2年 4月30日(木)

5月29日(金)

6月30日(火)

7月14日(火)、15日(水)、16日(木)及び31日(金)

8月31日(月)

9月30日(水)

10月30日(金)

11月30日(月)

12月25日(金)

令和3年 1月29日(金)

2月26日(金)

3月31日(水)

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)